

平成27年度震災復興担い手NPO等支援事業の募集に係る質疑

(平成27年4月22日)

質問概要	回答概要
一般社団法人は、応募が可能か。	定款等で非営利性を確認できる場合は、応募可能となります。
補助金額の下限額はあるか。	下限額については設けていません。
現在NPO法人の認証中の団体であるが、応募は可能であるか。	応募は可能となります。
協議体で申請する場合は、何団体以上などの制限はあるか。	特に制限はありません。
提出書類のうち推薦書（様式4）は、は必ず必要であるか。	本県に主たる事務所を有している団体であれば必要ありません。
内陸部の団体は、申請可能であるか。	内陸部での取組でも、避難している被災者の支援であったり、その取組が復興支援に資することが明らかであれば、支援の対象となります。
法人等設立が直近1年以内に設立の団体の場合は、事業報告書及び決算書の提出はどのようにするのか。	添付できない理由書を提出いただき、代替資料を提出下さい。
実施事業に必要な施設等の使用料や光熱水費は補助対象経費となるか。	事業に必要な経費であれば対象となります。
補助対象経費について、「委託費」はどの程度のものが認められるか。	<p>当該事業を実施するにあたり、真に必要なものであれば範囲はありません。</p> <p>決定を受けた事業の全てを委託することはできませんが、事業の一部と認められるものであれば委託することは差し支えありません。</p> <p>（必要な調査委託や編集物の編集の委託など）</p>
補助金交付要綱中、交付金の収益納付とは、どのような場合が該当するのか。	交付対象事業によって、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権などを取得したことにより、その権利を他者が利用（使用）することで収益を得る場合となります。

<p>事業を実施するうえで、海外への送金がある場合のレート計算はどのようにするのか。</p>	<p>申請時点の収支計画書は、申請時点でのレート換算として差し支えありません。</p> <p>実績報告時は、実際の支払い時点でのレートで報告いただくこととなります。</p>
<p>補助対象経費について、「施設等の整備費」、「設備備品購入費」はどの程度のものが認められるか。</p>	<p>当該事業を実施するにあたり、真に必要不可欠なものに限ります。</p> <p>当該事業の実施にあたり真に必要不可欠であるかの判断等の詳細については、事前に県に御相談ください。</p> <p>なお、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、事業の完了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定めている耐用年数を経過するまでは、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することはできませんので、御留意ください。</p>